

---

平成28年 壱 岐 市 議 会 定 例 会 2 月 会 議 会 議 録 (第 1 日)

---

議事日程 (第 1 号)

平成28年 2 月 22 日 午後 1 時 30 分開議

日程第 1	会議録署名議員の指名	11番 中田 恭一 12番 久間 進
日程第 2	審議期間の決定	1 日間 決定
日程第 3	諸般の報告	議長 報告
日程第 4	議案第 3 号 損害賠償の額の決定について	総務部長 説明、質疑なし 討論なし、 委員会付託省略、可決
日程第 5	議案第 4 号 壱岐市長等の給与の特例に関する条例の 制定について	総務部長 説明、質疑 討論なし、 委員会付託省略、可決
日程第 6	議案第 5 号 平成 2 7 年度壱岐市一般会計補正予算 (第 1 0 号)	財政課長 説明、質疑 討論なし、 委員会付託省略、可決
日程第 7	議案第 6 号 平成 2 7 年度壱岐市三島航路事業特別会計 補正予算 (第 2 号)	総務部長 説明、質疑なし 討論なし、 委員会付託省略、可決
追加日程 第 1	緊急質問 入札の件	賛成多数 音嶋 正吾 議員 質問 久保田 教育長 答弁

---

本日の会議に付した事件

(議事日程第 1 号に同じ)

---

出席議員 (16名)

1 番 赤木 貴尚君	2 番 土谷 勇二君
3 番 呼子 好君	4 番 音嶋 正吾君
5 番 小金丸益明君	6 番 町田 正一君
7 番 今西 菊乃君	8 番 市山 和幸君
9 番 田原 輝男君	10番 豊坂 敏文君
11番 中田 恭一君	12番 久間 進君
13番 市山 繁君	14番 牧永 護君
15番 深見 義輝君	16番 鵜瀬 和博君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 川原 裕喜君 事務局次長 吉井 弘二君  
事務局書記 若宮 廣祐君

---

説明のため出席した者の職氏名

市長 …………… 白川 博一君 教育長 …………… 久保田良和君  
総務部長 …………… 眞鍋 陽晃君 企画振興部長 …………… 左野 健治君  
市民部長 …………… 堀江 敬治君 保健環境部長 …………… 土谷 勝君  
建設部長 …………… 原田憲一郎君 農林水産部長 …………… 大久保敏範君  
教育次長 …………… 山口 信幸君 消防本部消防長 …………… 安永 雅博君  
総務課長 …………… 久間 博喜君 財政課長 …………… 西原 辰也君  
会計管理者 …………… 平田恵利子君

---

午後 1 時 30 分開議

○議長（鵜瀬 和博君） 皆さん、こんにちは。

会議に入る前にあらかじめ御報告いたします。壱岐新聞社ほか 3 名の方から報道取材のため、撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしておりますので、御了承願います。

ただいまの出席議員は 16 名であり、定足数に達しております。

ただいまから平成 28 年壱岐市議会定例会 2 月会議を開きます。

これより、本日の会議を開きます。

---

**日程第 1. 会議録署名議員の指名**

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。2 月会議の会議録署名議員は、会議規則第 88 条の規定により、11 番、中田恭一議員、12 番、久間進議員を指名いたします。

---

**日程第 2. 審議期間の決定**

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第 2、審議期間の決定を議題とします。

お諮りします。2月会議の審議期間は本日1日としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 異議なしと認めます。よって、2月会議の審議期間は本日1日と決定いたしました。

---

### 日程第3. 諸般の報告

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告を申し上げます。

平成28年壱岐市議会定例会2月会議に提出され、受理した議案等は4件であります。

次に、監査委員より例月出納検査の報告書が提出されており、その写しをお手元に配付しておりますので御高覧をお願いします。

次に、系統議長会であります。去る1月28日、熊本県玉名市において開催された「平成27年度九州市議会議長会第4回理事会」に出席をいたしました。会議では、役員の補欠選任、平成27年度九州市議会議長会事務報告、その他6項目について審議がなされ、承認・決定されました。

また、2月3日、東京都におきまして開催された「全国離島振興市町村議会議長会平成27年度第2回総会」に出席をいたしました。会議では、会務報告に続き、平成28年度事業計画（案）及び収支予算（案）について審議がなされ、承認・可決されました。

その後、離島振興に関する研修会では、国土交通省国土政策局吉田幸三離島振興課長による「平成28年度離島振興関係予算等について」と題して研修会が行われました。

そして、同日引き続き「第36回長崎県離島振興市町村議会議長会定期総会」が開催されました。会議では、会務報告に続き、平成28年度事業計画（案）及び平成28年度歳入歳出予算（案）について審議がなされ、それぞれ承認・可決されたところです。

以上のとおり、系統議長会に関する報告を終わりますが、詳しい資料につきましては、事務局に保管をいたしておりますので、必要な方は御高覧をお願いします。

次に、2月17日、長崎市において開催された「長崎県後期高齢者医療広域連合議会定例会」に土谷議員が出席をいたしました。その詳しい資料につきましても、事務局に保管しておりますので、必要な方は御高覧をお願いします。

今定例会の2月会議において議案等説明のため、白川市長を初め、教育委員会教育長に説明員として出席を要請しておりますので、御了承を願います。

以上で、私からの報告を終わります。

ここで、白川市長より発言の申し出がっておりますので、これを許します。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本日ここに平成28年市議会定例会2月会議の開催に当たり、御挨拶と御報告を申し上げます。

平成28年1月24日から25日にかけての寒波の影響により、全国的に水道管の凍結による破損事故等が発生し、壱岐市内においても全域で同様の破損事故が多数発生いたしました。

壱岐市では幸い全面断水の危機は回避することができ、自衛隊の派遣要請や給水所の設置には至りませんでした。各家庭や事業所など漏水が相次ぎ、約450件の電話相談と指定水道工事業者において約1,340件の修理依頼がありました。緊急対応によって早期復旧に御尽力いただいたところであります。

漏水により水道料金が高くなることが予想されますので、使用者皆様の負担を抑えるため、今回の凍結破損に伴うものについては、壱岐消防署の観測でございますけれども、マイナス5.7度Cというように非常に低温でございました。そういった点を記録したことからこれを災害と捉えまして、前年同月の水量などを基準に超過分を漏水分として料金を減免する措置を実施することといたしました。修理完了後に申請書を提出していただくことなどを要件としておりますので、対象となる皆様におかれましては、本年3月末までに手続をお願いいたします。

さて、本日提出いたしております案件は、損害賠償の額の決定についてと条例の制定1件、予算案2件の合計4件でございます。

議案第3号の損害賠償の額の決定については、先の市議会定例会1月会議に、昨年11月に発生した公用車による相手車両への追突事故の車両に係る損害賠償の額の決定に係る案件を提出いたしました。今回は同案件の人身に係る部分を提出いたしております。

本事故の発生にかかわる処分として、議案第4号壱岐市長等の給与の特例に関する条例の制定において、たび重なる市職員の交通事故に対する行政責任を明確にするため、私と中原副市長の現行の給料を1カ月10分の1減額するものであります。

また、関係職員の処分として、壱岐市職員の懲戒処分の指針に基づき、事故を起こした当該嘱託職員に対し、減給10分の1を1カ月、管理監督責任として上司に対し訓告1名、厳重注意1名の懲戒処分を本日付で行ったところであります。事故の相手方を初め市民皆様に、ここに改めて心からおわびを申し上げます。

今後、安全運転の徹底についてさらに厳しく指導を行ってまいります。その一環として、あす2月23日に壱岐警察署から講師をお招きし、職員を対象にした安全運転講習を行うことといたしております。このような講習をやはり定期的に継続的に行っていく所存であります。

次に、議案第5号平成27年度壱岐市一般会計補正予算（第10号）であります。主な内容として、今回、国の平成27年度補正予算において、屋内退避する建物の放射線防護対策費とし

て郷ノ浦町大島の三島小学校体育館を整備する費用として2億円、物資の備蓄費用として100万円の補助金の交付決定が出されたことにより、今回所要の予算を計上いたしております。

皆さま御承知のとおり、原子力災害対策の重点区域は、UPZ圏内、すなわち原子力施設から半径30キロメートルと定められており、本市区域内の一部が30キロ圏内のため、平成24年度から市民皆様と関係機関の参加のもとに毎年避難訓練を行っております。

万が一、原子力災害が発生し、避難する場合に、この30キロ圏内から壱岐島北部の30キロ圏外へ避難を基本としておりますが、天候や避難方法によってはすぐに避難できない可能性があり、避難可能となるまでの間、一時屋内退避するための施設が必要となりますため、今回整備するものであります。

この内容を含め、詳細につきましては担当部長等から説明させますが、慎重な御審議をいただき、適正なる御決定を賜りますようお願いを申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

---

#### 日程第4. 議案第3号

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第4、議案第3号損害賠償の額の決定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本会議に提出の議案につきましては、担当部長、担当課長に説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

〔市長（白川 博一） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 眞鍋総務部長。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 登壇〕

○総務部長（眞鍋 陽晃君） 議案第3号損害賠償の額の決定について御説明を申し上げます。

次のとおりとする。損害賠償の額を決定することについて、議会の議決を求めるものでございます。本日の提出でございます。

損害賠償の相手方、壱岐市郷ノ浦町の個人でございます。

損害賠償の額6万8,148円でございます。

損害賠償の理由でございますが、平成27年11月11日午前8時45分ごろ、郷ノ浦町本村触45番地11付近の八畑交差点において、市嘱託職員が運転する公用車が、赤信号のため停車中の損害賠償の相手方である個人所有の車両に追突し、運転者を負傷させたものでございます。

提案理由でございますが、損害賠償の額の決定については、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を得る必要があるためでございます。

この事故につきましては、1月21日に御審議いただきました議案第1号損害賠償の額の決定についての車両の物損にかかる事案と同じ案件でございまして、今回は被害者の方のけがが完治されましたので、人身に対する損害賠償の額の決定について上程をさせていただきました。

事故の原因は、前方停車中の相手車両に気づき、停止しようとした際に、アクセルとブレーキを踏み間違える運転操作の誤りによる事故であります。

事故による過失割合につきましては、相手方の車両は赤信号のため停車中であったことから壱岐市が10割でございます。

損害賠償額全体は、全国自治協会から自動車損害共済金として支払われることとなります。

損害賠償の内容といたしましては、治療費が5万640円、通院2回分でございます。雑費が通院費168円及び事故証明代540円でございます。慰謝料が1万6,800円、算定方法は通院日数掛ける2の単価が4,200円でございます。以上、合計額が6万8,148円でございます。なお、この算定基準は自賠責保険の計算基準によるものでございます。

公用車の交通事故につきましては、昨年の市議会9月会議の中で、議員皆様方からも厳しい指摘をいただいたところでありまして、再発防止に取り組みながらも、このような結果になりましたことに改めておわびを申し上げる次第でございます。申しわけありませんでした。

特に今回の事故は市側の過失10割、加えて人身にまで被害を及ぼしたことで、弁解の余地は全くございません。深く反省するところでございます。被害を受けられました相手方様に対し、心から深くおわびを申し上げますとともに、市民皆様並びに市議会に対し、重ねて深くおわびを申し上げます。まことに申しわけありませんでした。

関係者の処分につきましては、市長の挨拶にもございましたとおり、壱岐職員の懲戒処分の指針に基づき、事故を起こした当該職員に対し減給10分の1を1カ月、管理監督責任として上司に対し、訓告1名、嚴重注意1名の懲戒処分を本日付で行いました。また、この懲戒処分につきましては、本日付で公表させていただいたところでございます。

今後、安全運転の徹底について、職員の指導、徹底をさらに強化し、再発防止に取り組んでまいります。その一環として、先ほど市長の挨拶にもございましたように、壱岐警察署の御協力いただきまして、安全運転講習会をあす開催をいたします。この講習会につきましては、今後継続して行ってまいりたいというふうに考えております。本当に申しわけありませんでした。

以上で、議案第3号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第3号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第3号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第3号損害賠償の額の決定については原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5. 議案第4号

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第5、議案第4号壱岐市長等の給与の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。眞鍋部長。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 登壇〕

○総務部長（眞鍋 陽晃君） 議案第4号壱岐市長等の給与の特例に関する条例の制定について御説明を申し上げます。

壱岐市長等の給与の特例に関する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、平成27年11月11日に発生いたしました市公用車による人身物損事故を初め、たび重なる市職員の交通事故に対する行政責任を明確にするため、市長及び副市長の給料を1カ月間10分の1減額するものでございます。

次のページをお願いいたします。

壱岐市長等の給与の特例に関する条例を制定します。

第1条、趣旨。

第2条、市長の給料月額減額として平成28年3月の白川市長の給料の額を市長等給与条例第2条の規定にかかわらず、同条に規定する額から100分の10を減じた額とする。

第3条、副市長の給料月額減額とし、平成28年3月の中原副市長の給料の額を、市長等給

与条例第2条の規定にかかわらず、同条に規定する額から100分の10を減じた額とする。

附則でございますが、施行期日、この条例は平成28年3月1日から施行するものでございます。

第2項、市長等の給与の特例に関する条例の廃止、壱岐市長等の給与の特例に関する条例（平成25年壱岐市条例第33号）は廃止をいたします。

以上で、議案第4号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。4番、音嶋議員。

○議員（4番 音嶋 正吾君） 今回は職員の一連の不祥事に対して、管理監督者である市長、副市長が減給されたということは、私も非常に憂慮すべきことであると考えております。この減額が、市長の任期は4月の17日までであったと考えております。これは従来、市長の給与は月給掛け48カ月掛け0.6、これが退職金条例であります。そして、副市長が基本給掛け48カ月掛け0.39で計算されると思いますが、基本給には影響を及ぼさないのか、減給をしたものの48カ月で計算するのか、もとの基本給で計算するのか、その見解を賜りたいと思います。

○議長（鶴瀬 和博君） 眞鍋総務部長。

○総務部長（眞鍋 陽晃君） 4番、音嶋議員の質問でございます。市長の給料の月額ということで、3月分の給料月額から10分の1減額するというところでございます。

○議員（4番 音嶋 正吾君） 違う。基本とする退職金に影響するか、基本をどれでとるのかということ。

○総務部長（眞鍋 陽晃君） 市長の退職金の計算でございますけれども、最終月額を基本として計算をするということになります。ですから、4月分を月額として計算をするということになります、4月です。

○議長（鶴瀬 和博君） 4番、音嶋議員。

○議員（4番 音嶋 正吾君） そうしますと、市長の任期は4月17日までなんです。ですから、そうした場合は日割り計算するわけですか。

○議長（鶴瀬 和博君） 眞鍋総務部長。

○総務部長（眞鍋 陽晃君） 退職金の基本額については日割り計算をしません。

○議長（鶴瀬 和博君） 音嶋議員。

○議員（4番 音嶋 正吾君） 了解しました。もう一点、関連して質問します。

一昨日、18日金曜日ですか、数名の方が相談があるというふうに、私のほうに、自宅にお見えになりました。

といいますのは、1月の20日に11時15分発注されました壱岐市立小学校消防用施設改修工事、壱岐市立勝本中学校消防用施設改修工事、この入札に対して非常に不明瞭な点が多いということで相談がございました。私もその相談を受けて非常に職員としての市としてのいわゆる管理、ガバナンスが欠如しておるのではないかと考えました。

なぜかと申しますと、この入札にはAランク6社が入っております。そして、……。

○議長（鵜瀬 和博君） 音嶋議員、今言われていることはこの第4号に関連する内容でありましょうか。

○議員（4番 音嶋 正吾君） 関連ですが、いわゆる不祥事に対して減額されるわけですから当然です。それで、関連でしているわけです。不祥事に対することですので。

○議長（鵜瀬 和博君） 今回の第4号については、27年の11月11日に起こった公用車による人身物損事故に対する減給になっておりますので、それ以外の案件については別途お話をいただきたいと思えます。

○議員（4番 音嶋 正吾君） そうしますと、議案終了後に発言の機会を与えていただけますか。動議を出しますが。

○議長（鵜瀬 和博君） 動議を出されたときに賛成者がおれば、それは皆さんにお諮りをして取り扱うかどうかを決定をしたいと思えます。

○議員（4番 音嶋 正吾君） はい。

○議長（鵜瀬 和博君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第4号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第4号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第4号壱岐市長等の給与の特例に関する条

例の制定については原案のとおり可決されました。

## 日程第6. 議案第5号

○議長（鶴瀬 和博君） 日程第6、議案第5号平成27年度壱岐市一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。西原財政課長。

〔財政課長（西原 辰也君） 登壇〕

○財政課長（西原 辰也君） 議案第5号平成27年度壱岐市一般会計補正予算（第10号）について御説明申し上げます。

平成27年度壱岐市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,228万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ227億4,581万8,000円とします。第2項は記載のとおりでございます。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は第2表繰越明許費による。

本日の提出でございます。

4ページをお開き願います。

第2表繰越明許費、8款1項消防費の長崎県原子力災害対策施設整備事業費2億500万円について、国の平成27年度補正予算に伴う事業のため、年度内にその事業が終わらない見込みでありますので、翌年度に繰り越して使用できる繰越明許費を計上しております。

それでは、事項別明細書により、主な内容分について御説明いたします。

8、9ページをお願いいたします。

歳入について御説明をいたします。

10款1項1目の地方交付税は、今回不足する財源について、普通交付税881万5,000円を増額しております。

次に、14款2項1目総務費国庫補助金、選挙人名簿システム改修費補助金は公職選挙法の改正に伴い、選挙人名簿システムの改修費として今回補助基準額73万6,000円の2分の1、36万8,000円を追加しております。

次に、4目農林水産業費国庫補助金、経営取得安定対策推進事業補助金は、壱岐地域農業再生協議会への推進事務費の追加内示があり、今回10分の10の40万円を追加しております。

次に、中山間地域等担い手収益力向上支援事業交付金は、国の補正予算で総合的なTPP関連政策大綱に基づき、中山間地域等における担い手の収益力向上を図るため、地域の特性に応じた

収益性の高い作物を導入する農業者に対し、10アール当たり5万円を交付するもので、取り組み面積3.4ヘクタールに対し、交付総額170万円を追加しております。

次に、15款2項1目総務費県補助金、長崎県原子力災害対策施設整備費補助金は、国の補正予算の内示があり、原子力災害対策指針に定める緊急事態においてUPZ圏内おおむね30キロメートル圏内で、その地形的条件から即時退避が容易でないと想定されるなどの事情により、一定期間その場にとどまらざるを得ないことが想定される住民の避難施設等を対象に、今回、放射線防護対策施設整備事業費として定額の2億円と物資の備蓄費用として100万円、計2億100万円を追加しております。

2月補正の主要事業につきましては、別紙資料の平成27年度補正予算（案）概要で説明をいたします。

資料の2月補正予算概要をお開き願います。2ページ、3ページをお開き願います。

2款4項1目選挙管理委員会費、選挙人名簿システム改修業務費104万7,000円の補正は、現在、選挙時登録日時時点で3カ月以上住民票がある二十歳以上が選挙人名簿に登録をされ、登録日時時点で既に転出されている方は未登録とされておりましたが、公職選挙法の改正により、平成28年6月19日以降に公示をされる国政選挙から登録日時時点で転出後4カ月を経過していなければ、3カ月以上住民票があった18歳以上を選挙人名簿に登録することへ変更をされたことによるものでございます。

次に、5款1項3目農業振興費、中山間地域等担い手収益力向上支援事業170万円の補正は、国の補正予算で総合的なTPP関連政策大綱に基づき、地域の特性に応じた収益性の高い作物を導入する農業者に対し、10アール当たり5万円を交付するもので、3月末までに作付が完了するアスパラガス0.6ヘクタール30万円、花卉0.3ヘクタール15万円、春カボチャ2.5ヘクタール125万円の交付総額170万円を追加しております。

次に、経営取得安定対策推進事業40万円の補正は、農業経営の安定及び国内生産力の確保による食料自給率の向上と地域農業の振興を図るため、壱岐地域農業再生協議会へ推進事務費補助金の内示があったものでございます。

次に、5款1項5目農地費、土地改良施設改修等補助金は、芦辺土地改良区の梅ノ木ダム本体揚水機場付近の導水管が寒波により漏水し、緊急的に補修工事を要するため、今回141万8,000円を増額補正しております。

次に、6款1項4目観光費、観光施設管理費127万8,000円の補正及びサンドーム壱岐管理費150万円の補正は、1月23日から25日かけての寒波により、公衆トイレ等給排水管が破裂をしたため、今回不足する修繕料を補正しております。

次に、8款1項5目災害対策費、長崎県原子力災害対策施設整備事業は、国の補正予算で原子

力災害対策指針に定める緊急事態において、UPZ圏内のおおむね30キロメートル圏内で、その地形的条件から即時退避が容易でないなどの事情により、一定期間その場にとどまらざるを得ないことが想定される三島地区の避難施設について、今回、三島小学校体育館に放射線防護対策工事を行うものでございます。

資料の最後のページに事業概要を添付しておりますが、避難所室内に放射性物質の侵入を防ぐため、窓枠等の補強を行い、密閉性を高めるとともに、放射性物質除去フィルターを設置して換気を行うほか、非常食などの防災備蓄品を備えるために、今回事業費総額2億500万円を補正しております。

また、年度内に事業が終わらないために翌年度に繰り越し、平成29年3月末完了を予定いたしております。

以上で、平成27年度壱岐市一般会計補正予算（第10号）について説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔財政課長（西原 辰也君） 降壇〕

○議長（鶴瀬 和博君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番、土谷議員。

○議員（2番 土谷 勇二君） 8款消防費についてお尋ねします。今、三島地区の防災のことで、この予算は次に30キロ圏内だとまた国のほうで予算が下りてできるものかどうか、向こうの、壱岐市の要望によって行うものかどうか、お尋ねします。

○議長（鶴瀬 和博君） 眞鍋総務部長。

○総務部長（眞鍋 陽晃君） それでは、これまでの経過を含めて御説明をさせていただきます。

この放射線防護対策事業実施の経過といたしましては、原子力災害対策施設整備交付金ということで要綱が定めておりますが、平成25年2月にこの要綱は定められております。補助対象の内容につきましては、原子力発電施設の周囲30キロメートルの区域内である離島及び半島に所在する病院、要援護者施設となっております。

その後、平成27年2月の要綱改正で、補助対象が原子力発電施設の周囲おおむね5キロメートルからおおむね10キロメートルの区域内に存在する要援護施設に改められております。

また、その後平成28年2月に要綱の改正で、再度原子力発電施設の周囲おおむね30キロメートル内の区域内で、地理的条件により災害が発生した場合において、住民が孤立する恐れのある地域に存在する屋内退避施設を対象とすることとなったところでございます。

この間、壱岐市といたしましては、平成25年度においては、補助対象30キロ圏内の施設として壱岐市民病院の検討をしておりましたが、通院・入院患者がいる中で、放射線防護対策工事を行うことについては十分な検討が必要ということから要望には至りませんでした。

ところが、平成26年度においては、放射線防護対策事業の補助対象が10キロ圏内の要援護

者施設に改正されたとの情報が出されたために、離島の特殊性を国に訴えるために、あえて実施要望施設として壱岐市民病院を県に報告をいたしておりました。

その後、平成27年度において、補助対象は10キロ圏内の要援護者施設のままであるが、離島のある長崎県は10キロ圏外でも防護工事の必要があることを訴えるために、この考え方もございまして、平成27年度及び28年度以降の実施要望施設として、壱岐病院及び三島地区3施設を含む要望の報告を行ってまいりました。

そうした中に、平成28年2月に要綱の改正が行われ、時を同じくして、国の27年度補正予算に放射線防護対策事業として三島小学校体育館が採択され、資機材及び物資の備蓄も含め2億100万円の内示をいただいたところでございます。

今後、当然実用では原島、そして長島がございまして。長島と大島は橋でつながっておりますけれども、この三島小学校の体育館だけでは大島、長島の人口、そしてまたそこには釣り客、そして外から来られている場合も限られますので、長島、原島についても現在要望しておるところでございまして、本土につきましても、壱岐病院を想定しておりますけれども、今後継続して要望していきますし、国の内閣府のほうともそういう御協議をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（鵜瀬 和博君） 土谷議員、よろしいですか。

○議員（2番 土谷 勇二君） はい。

○議長（鵜瀬 和博君） ほか、質疑ございませんか。10番、豊坂敏文議員。

○議員（10番 豊坂 敏文君） 5款の農林水産業費の中で、農地費の土地改良区施設の改修等の補助金ですが、総事業費についてお伺いします。金額だけで結構です。

○議長（鵜瀬 和博君） 大久保農林水産部長。

○農林水産部長（大久保敏範君） 土地改良区の施設改修事業の事業費でございまして、見積もりで160万という見積もりが届いております。

○議長（鵜瀬 和博君） よろしいですか。

○議員（10番 豊坂 敏文君） はい。

○議長（鵜瀬 和博君） ほか、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第5号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 異議なしと認めます。よって、議案第5号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第5号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第5号平成27年度壱岐市一般会計補正予算（第10号）は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第7. 議案第6号

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第7、議案第6号平成27年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提出議案の説明を求めます。眞鍋総務部長。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 登壇〕

○総務部長（眞鍋 陽晃君） 議案第6号平成27年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開き願います。

平成27年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,402万4,000円とする。第2項は記載のとおりでございます。本日の提出でございます。

2ページ、3ページにつきましては、歳入歳出補正予算でございます。

5ページから7ページにつきましては、事項別明細書でございます。

8ページ、9ページをお開き願います。

歳入予算の補正について御説明をいたします。

一般会計繰入金を6万円減額補正いたしております。

次に、10ページ、11ページをお開き願います。

歳出予算補正について御説明をいたします。

1款運航費1項運航管理費2目業務管理費でございますが、設計業務委託料に54万円を追加計上し、修繕料の執行残額60万円を減額しております。この設計業務委託料につきましては、

フェリーみしまの車両甲板にガソリン缶を積載するための改造の設計でございます。フェリーの改造を今年28年5月の中間検査のドッグの時期にあわせて行いたいと考えておりまして、特殊工事のためその設計業務を急ぐものでございます。

フェリーみしまでのガソリン輸送に至った経過でございますが、昨年8月に海上保安署のほうから、たまたま漁船を調査したところ、三島地区の漁船において、危険物、これガソリンでございますが、の運搬において違法性が高い事案を確認した。通常、漁船によるガソリンの運搬については、20リットルまでと定められているが、他人からの依頼を受けた分もあわせて運搬しており、行政指導をしたところであると。公共交通機関のフェリーみしまよる危険物の運搬の検討ができないかという御相談をいただきました。

現在、フェリーみしまに搭載できる危険物はプロパンガスと灯油に限られております。ガソリンは引火点が低く現在の船の構造では認可されないため、フェリーの改造が必要となります。

その後、三島地区の自治会長様等にこうした実態について確認をしたところ、高齢者だけの世帯もあり、持ち船がなくてガソリン運搬を依頼するケースは考えられる。フェリーみしまによるガソリンの輸送が可能ならお願いしたい旨の意見をいただきました。このため、フェリーみしまの早期改造を計画したところでございます。

ガソリンの輸送計画といたしましては、昨年11月に九州運輸局と事前協議を行いましたところ、特殊な改造を施し、乗船客が25人以下の場合に限ってガソリンの輸送を許可するとのことでございました。

そのため、現在プロパンガスを輸送している臨時運行時、これは月に4回いたしておりますが、それに合わせまして輸送を計画をしているところでございます。

ガソリンの最大運搬量は、20リットル缶30個の600リットルを予定をしております。

以上で、議案第6号につきまして説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

〔総務部長（眞鍋 陽晃君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第6号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 異議なしと認めます。よって、議案第6号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第6号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、議案第6号平成27年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。再開を14時35分といたします。

午後2時15分休憩

.....

午後2時35分再開

○議長（鵜瀬 和博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

----- . ----- . -----

#### 追加日程. 入札の件（緊急質問）

○議長（鵜瀬 和博君） 4番、音嶋正吾議員。

○議員（4番 音嶋 正吾君） 入札に関する動議を提案いたします。

○議長（鵜瀬 和博君） ただいま、4番、音嶋議員から入札の件について、動議の提出がございました。これを日程に追加し、議題とする動議が提出をされております。この動議に賛成者ございますでしょうか。6番、町田正一議員。

○議員（6番 町田 正一君） 私は賛成いたします。今回、初めてのことでありまして、議会途中で中断しましたが、本来は継続して、市民がテレビで見えておりますので、議員控室に集まるなどということはあってはならんことだと思っております。今回初めてなので、議会運営上、議長が判断して時間をとったということとします。

今回は工事関係にかかわる不祥事ということで賛成はいたしますが、多分、音嶋議員もこういった公共の市民が注視する場で動議される以上、きちんとした根拠と資料と証拠に基づいて発言されるんであって、単なる風聞とかそういうものを根拠にして議会の場で発言されるということがあってはならないと。私は音嶋議員の能力は高く評価しておりますので、そういうことがないようにという条件をつけて賛成いたしたいと思えます。

○議長（鵜瀬 和博君） 入札の件を日程に追加し、議題とする動議を採決します。この採決は起立によって行います。この動議のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鶴瀬 和博君） 起立多数です。したがって、入札の件を日程に追加し議題とするこの動議は可決されました。

追加日程第1、入札の件を議題にします。4番、音嶋正吾議員。

○議員（4番 音嶋 正吾君） 議案として追加をいただきましたので、経緯を説明いたします。

入札に関する動議の内容であります。平成28年1月20日11時15分、芦辺庁舎2階第2会議室、壱岐市立勝本中学校消防用施設改修工事並びに壱岐市立小学校消防用設備改修工事についてであります。

当入札は、Aランク業者6名で最低制限価格ありを条件として執行をされております。この件に関しまして、壱岐市の契約担当職員というのは、従来、私は課長なりそれなりの責任者が立ち会ってやるのが厳正な入札のあり方ではないかと考えております。当入札に立ち会った契約担当職員は、係長と課長補佐2名であったということでありまして。私は電気業者のAランクといえは、かなり高額な金額であるにもかかわらず、そうした形でいいのかどうかということでありまして。

そして、この契約が既に締結をされたのかどうか。多分1月20日に執行されておりますので、執行日も含めて1週間以内に締結ができるわけでありましてから問題なしとされたならば、契約がもう成立しているのではないかと考えております。

そして、この入札に関しましては、壱岐市立勝本中学校消防施設改修工事におきましては、5社が失格、最低制限価格ありますので1社が1,260万円で落札をしております。何と金額の差が450万円ございます。

そして、もう1件が、落札した業者の価格が665万円、そして失格した5社の最高金額が621万円で、あとは全部それ以下、下回っておるわけでありまして。これは44万円の差であります。そしてこの落札した業者さんは、従来から保守点検をしておる業者さんであります。保守点検を落札しておられた業者さんであります。

そして、この入札が終わった後にこの入札に担当した職員が、今回は落札したAさんの見積もりをベースとして積算に反映させていただいた。非常に申しわけない旨の発言をしております。

そして、仮にこうした事態の報告がどういうふうになされていたのか。発注者は壱岐市長白川博一氏であります。そして、市長の印鑑を、公印を管理するのは総務課長であると認識をしております。こうした契約がなされたということであれば、当然市長の印鑑が捺印されておるわけでありまして、これはゆゆしきことであろうと。部下を責めるわけにはいけません。

ですから、こうしたいわゆるチェック機能が本当に果たしているのか。この工事契約、入札が適正に行われたのかどうか、まず、この見解をただしたい。そして、現在、契約を締結したのかどうか、その件に関してお尋ねをいたします。

○議長（鶴瀬 和博君） 久保田教育長。

○教育長（久保田良和君） 音嶋議員のお尋ねにお答えをいたします。

結論を先に申し上げますと、契約は1月26日しております。

この回の入札の執行通知書の中で、御指摘のように最低制限価格を設定する旨文書で明記して御通知をしたところでございます。その後、2社から文書による質問が寄せられまして、文書による回答をしております。さらに、再質問が1社から出ましたので、文書による回答をいたしまして1月20日に入札の執行になりました。

先ほどお話になりました中での金額と事業名が逆でございまして、小学校関係の事業のほうが、先ほどおっしゃるような金額からしますと450万円の差があつて、勝本中学校の部分については、44万円ぐらいの差という議員のお話になる中身であればそうだとということで御認識いただければと思います。

報告は私のほうになされておまして、この日、1月20日の入札日には、総務課長が、私のほうから教育業務のために教育委員の対応を時間がない中で迫られておりましたので、その対応をするように私のほうが言い、課長補佐と係長でこの入札は十分対応できると判断して執行したところでございます。御指摘の御心配はありましたが、内容等について課内で協議をしたときに十分やっつけていけると、そう判断しております。

○議長（鶴瀬 和博君） 4番、音嶋正吾議員。

○議員（4番 音嶋 正吾君） 入札執行を発せられたのは市長であります。壱岐市の規則によりますと、市長が委任をした者となっております。ということは、市長が教育長に委任をされ、教育長が再委任をしたということに理解をするのか。

そして、これだけの高額な壱岐で言えばAランクなんです。高額な金額を入札執行するのに、一般であれば、要するに財政課長が立ち会ってほとんどの入札はしておられます、課長がです。この場合、係長と課長補佐で対応しておる。そのときに、突発的にこうした入札の件に対して疑義があるなど感じたときに入札を若干延期する、保留するとか、そうした対応が果たしてその責任能力を有する方で判断できるのか。私は2人じゃなくて、一般的には奇数で入札をするのが当たり前だと思います。教育長、その件に関してはどうですか。

○議長（鶴瀬 和博君） 久保田教育長。

○教育長（久保田良和君） 議員のお話のような形の中で、1月20日に、それぞれ6社の方の代表者がお見えになって入札をします。そして、その結果、その後の疑義は別にその場で出ておりません、1月20日。その会場の中での疑義は直接出されていないわけです。よって、入札が成立をしたと担当も思っておりますので、特段報告はその時点でもなく、私も順調に進められたものと受け取っております。

○議長（鶴瀬 和博君） 4番、音嶋議員。

○議員（４番 音嶋 正吾君） これ以上、私も深く、また一般質問でもゆっくりできますのでありますが、要するに私はこの入札に関しては非常に不自然と、この落札をした業者さんの積算を根拠に積み上げたというような意向であります。

そして、質問回答書を各社出しておられます。なかなか質問回答書の明確な回答が来なかったと私の家に数社来られました、回答が来なかったと。だから、積算の仕方が難しかったと。それぞれにAランクの皆さん方ですから、積算はプロフェッショナルなんですよ、プロフェッショナル。なぜ、これだけの差がつくんですか。私はここらに疑念を禁じ得ないと。

組織としての、もう少しガバナンスをしっかりとっていただきたい。こういう緊張感ある入札というときに、それも企業が競い合っとうとやる中で、係長と課長補佐２人で入札をするということは、私は企業としての管理体制に不備があると考えております。

以上のことを申し上げて、この件に関する私からの動議は終わります。

○議長（鵜瀬 和博君） 久保田教育長。

○教育長（久保田良和君） 少しだけつけ加えておきますが、これまでこの業務につきましては、修繕という扱いできておりました。ところが、２７年度当初予算の中で小学校５舎等については、１，０００万円をちょっと超えるという形から工事費扱いにするようにお話をいただきまして、そう取り組んだことにより、教育委員会としての扱い方としては初めての体験になったことは事実でございます。

議員がおっしゃる高額という部類に恐らくなるので、私どもも市当局のほうの指導も受けながら対応してきておりますので、おっしゃるような十分な説明等、あるいは図面等が準備できなかったということをおっしゃってありますが、業者の方もその時点で、もう少し具体的にそのように質問なり要望なりを出していただければ大変ありがたかったかなとは思っております。

私どもも今回その話を受けながら、やはり１つの扱い方の中で丁重さを欠いていた、初めて工事費扱いとしてこの分野を進めたときに、そう感じておるところでございます。

○議長（鵜瀬 和博君） 音嶋議員。

○議員（４番 音嶋 正吾君） 教育長が、去年は修繕工事として上げて入札をしたと言われました。確かに、去年の平成２７年１月１５日に壱岐市内各小中学校の消防施設修繕工事というのを執行されております。そのときは、いいですか、最低制限価格はなしなんです。ことしの場合、いいですか、参考にした業者が全て２件とも落札しているんです。そして今回は最低制限価格ありなんです。これはどう説明するんですか。やっぱり入札に応札された業者さんが疑念を感じるのは当然じゃないですか。去年はなしであったと、ことしはありである、なぜかと。

多分、教育長さんは言われるでしょう。精度の高い製品を完成していただきたいから、適正な価格で仕事をしていただきたいから、入札、最低制限価格ありを設けたと、何か異論があったら

お答えを願いたいと思います。私もこれで今回は終わります。また後でやります。

○議長（鵜瀬 和博君） 久保田教育長。

○教育長（久保田良和君） 先ほどお話しましたように、修繕費で取り扱っていくときには最低制限価格は設けていないわけです。27年度当初では、工事費として扱った部分については最低制限価格を設けて入札の執行に当たります。その旨明確に業者の方にも文書でお示しをしてお伝えしたつもりだったんですけども、これまでそうなかった初めてのことのゆえに、私どもの説明とか図面の提示等について、十分さを欠いていたのかなという点で反省はしているということでございます。

○議長（鵜瀬 和博君） 以上で、議事は終了しましたが、この際お諮りします。2月会議において議決されました案件について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定をいたしました。

---

○議長（鵜瀬 和博君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

これをもって、平成28年壱岐市議会定例会2月会議を終了いたします。

本日はこれで散会いたします。どうもお疲れさまでした。

午後2時55分散会

---

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

平成 年 月 日

議 長 鵜瀬 和博

署名議員 中田 恭一

署名議員 久間 進